

学校における感染症対策

本日の研修内容

- 1 学校における感染症対策の法的根拠
- 2 学校における感染症対策
 - (1) 事例から
 - (2) 健康観察の工夫
 - (3) 標準予防策の共有
- 3 集団発生時の対応
- 4 演習

どのような対応をしますか(1)

【小学校】

木曜日の朝の健康観察で、3年生の担任から「急に欠席者が増加し、欠席理由が、吐き気・嘔吐・下痢である」と連絡があった。

その他の学級の状況を確認したところ、同様の症状を訴えて学校を欠席している児童が多いことが分かった。

どのような対応をしますか(1)

【小学校】

【中学校】

火曜日の3限目に、2年生男子が悪寒を訴えて保健室に来室した。体温は、 37.5°C で、頭痛と関節のだるさがあるとのこと。

同日、同様の症状を訴える生徒が5名ほどいたが、試験前のため、引き続き教室で授業を受けたがる。

どのような対応をしますか(2)

【中学校】

1 学校における感染症対策の法的根拠

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

法的根拠

(Ⅰ) 学校保健安全法

(出席停止)

第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、**出席を停止させる**ことができる。

(臨時休業)

第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、**臨時に**、学校の全部又は、一部の**休業**を行うことができる。

1 学校における感染症対策の法的根拠

法的根拠

(2) 学校保健安全法施行令②

(出席停止の指示)

第六条

校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、**幼児、児童又は生徒**（高等学校中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつては**その保護者**に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、**文部科学省で定める基準**による。

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

発生時の対応

(2) 学校保健安全法施行令③

(出席停止の報告)

第七条

校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を**学校の設置者に報告**しなければならない。

1 学校における感染症対策の法的根拠

発生時の対応

(3) 学校保健安全法施行規則①

第三章 感染症の予防

(感染症の種類)

第十八条

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三(略)

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

1 学校における感染症対策の法的根拠

第一種

感染症法の一類・二類感染症（結核除く）

- ① エボラ出血熱
- ② クリミア・コンゴ出血熱
- ③ 痘そう
- ④ 南米出血熱
- ⑤ ペスト
- ⑥ マールブルグ病
- ⑦ ラッサ熱
- ⑧ 急性灰白髄炎
- ⑨ ジフテリア
- ⑩ 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスであるものに限る）
- ⑪ 中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスであるものに限る）
- ⑫ 特定鳥インフルエンザ

（感染症の予防及び感染症の患者に対する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六項に規定する鳥インフルエンザをいう）

1 学校における感染症対策の法的根拠

第二種

空気感染又は飛沫流行をする感染症で、児童生徒のり患が多く、
学校での流行の可能性の高いもの

- ① インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。)
- ② 百日咳
- ③ 麻疹
- ④ 流行性耳下腺炎
- ⑤ 風しん
- ⑥ 水痘
- ⑦ 咽頭結膜熱
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症
(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)
- ⑨ 結核
- ⑩ 髄膜炎菌性髄膜炎

1 学校における感染症対策の法的根拠

第三種

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

- ① コレラ
- ② 細菌性赤痢
- ③ 腸管出血性大腸菌感染症
- ④ 腸チフス
- ⑤ パラチフス
- ⑥ 流行性角結膜炎
- ⑦ 急性出血性結膜炎
- その他の感染症

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

その他の感染症

第三種の感染症として扱う場合もある

学校では通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、**校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの**として定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めるものではない。

※ 出席停止対象となるとの誤解を招かないようにする

1 学校における感染症対策の法的根拠

子どものときに多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部例示

※ 必ず出席停止を行うべきものではない

- 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症 等）
 - サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）
 - カンピロバクター感染症
 - 溶連菌感染症
 - 伝染性紅斑
 - RSウイルス
- 等

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

発生時の対応

(3) 学校保健安全法施行規則②

(出席停止の期間の基準)

第十九条

令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

(出席停止の期間の基準)

第十九条

- 一 **第一種の感染症**にかかった者については、**治癒するまで。**

- 二 **第二種の感染症**（結核及び髄膜炎菌髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。
ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

1 学校における感染症対策の法的根拠

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

(出席停止の期間の基準)

第十九条

- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

(出席停止の期間の基準)

第十九条

- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

インフルエンザに関してよくある問い合わせ①

Q 「発症した日」とは、いつをさすのか

インフルエンザに関してよくある問い合わせ②

Q 「発症した後5日を経過」とは、
どのように数えるのか

A 「発症した後5日を経過」とは、症状が出た日の翌日を1日目として数えます。

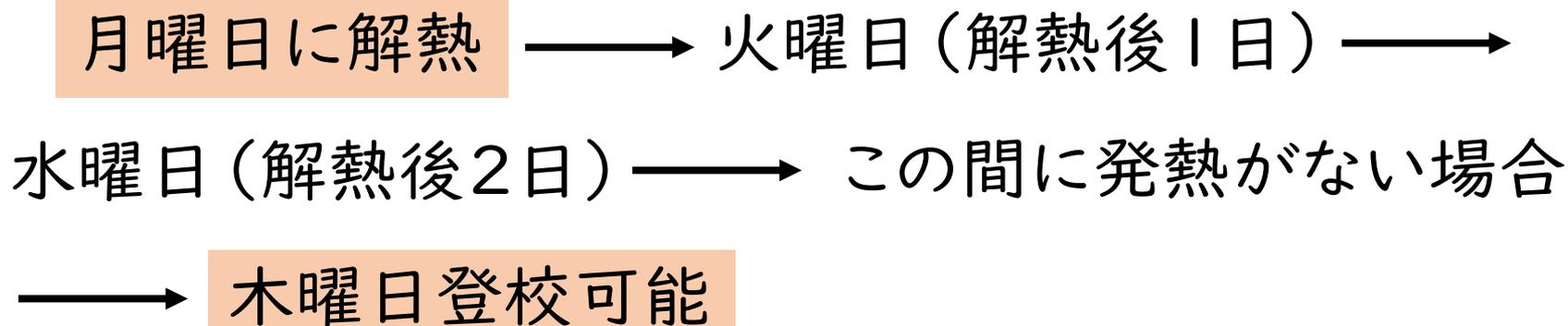
例えば、水曜日に発症した場合は、翌日の木曜日が1日目になるので、登校可能日は、翌週の火曜日になります。



出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」は、〇〇という症状が出た翌日を第1日目として、△日を経過した後に、登校可となる。

例：解熱した後2日を経過するまで



※ 学校保健安全法施行規則に定める第二種感染症の出席停止期間は「**基準**」であり、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認める場合はこの限りではない。

1 学校における感染症対策の法的根拠

発生時の対応

(3) 学校保健安全法施行規則②

(出席停止の報告事項)

第二十条

令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

Ⅰ 学校における感染症対策の法的根拠

発生時の対応

(3) 学校保健安全法施行規則②

(感染症の予防に関する細目)

第二十一条

校長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

1 学校における感染症対策の法的根拠

発生時の対応

(3) 学校保健安全法施行規則②

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

定期健康診断における結核検診の流れ

問診による情報の把握

学校医による診察

問診及び学校医の診察により必要と認められた者
*結核対策委員会の設置は不問

教育委員会への報告

保健所や結核専門家の助言を得る

精密検査

事後措置

【問診項目】

- ① 本人の結核罹患歴
- ② 本人の予防投薬歴
- ③ 家族等の結核罹患歴
- ④ 高まん延国での居住歴
- ⑤ 自覚症状、健康状態
(2週間以上長引く咳・痰)
- ⑥ BCG接種歴

2 学校における感染症対策

事例をみてみましょう

小学校での嘔吐下痢症集団発生事例

○月9日(金) 午後

A小学校養護教諭からB保健所に相談

「児童10名くらいが嘔吐や下痢を訴えている。5年生で欠席者が10名を超えている。どのような対応をしたらよいただろうか。」

7日から14日までで嘔吐した児童

7日(水) 5年生の児童が教室で嘔吐

8日(木) 5年生の児童が廊下で嘔吐

9日(金) 2年生が体育館で嘔吐

12日(月) 1年生が教室で嘔吐

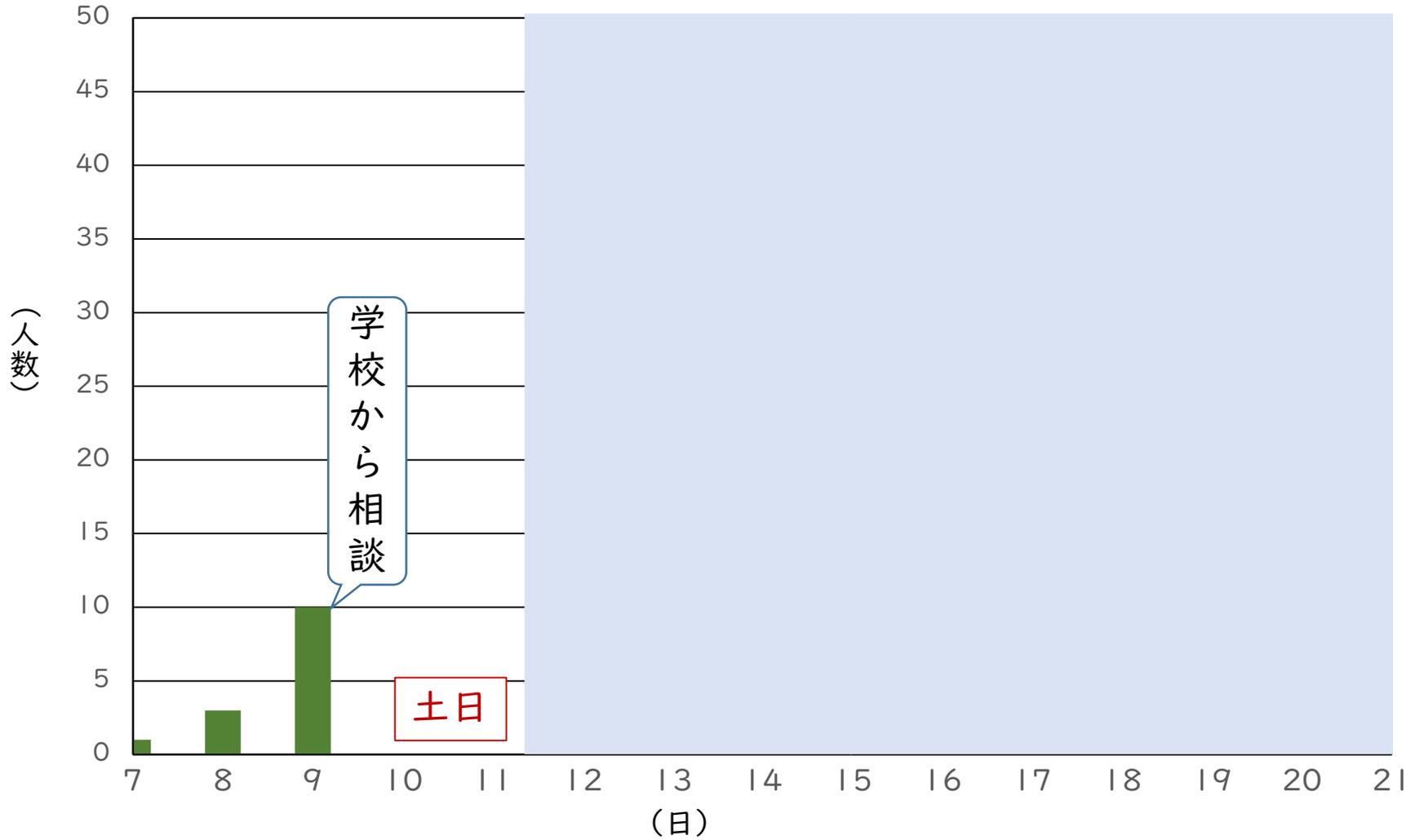
14日(水) 3年生が教室・廊下で嘔吐

**9日（金）の嘔吐の状況や欠席者の状況、
養護教諭が保健所へ相談をした内容から、
どんな感染症を疑いますか**

集団発生の規模を調べるには、まず、何を調べますか

まずは、状況の把握

欠席者数(全学年)



9日(金)時点での学校への指導

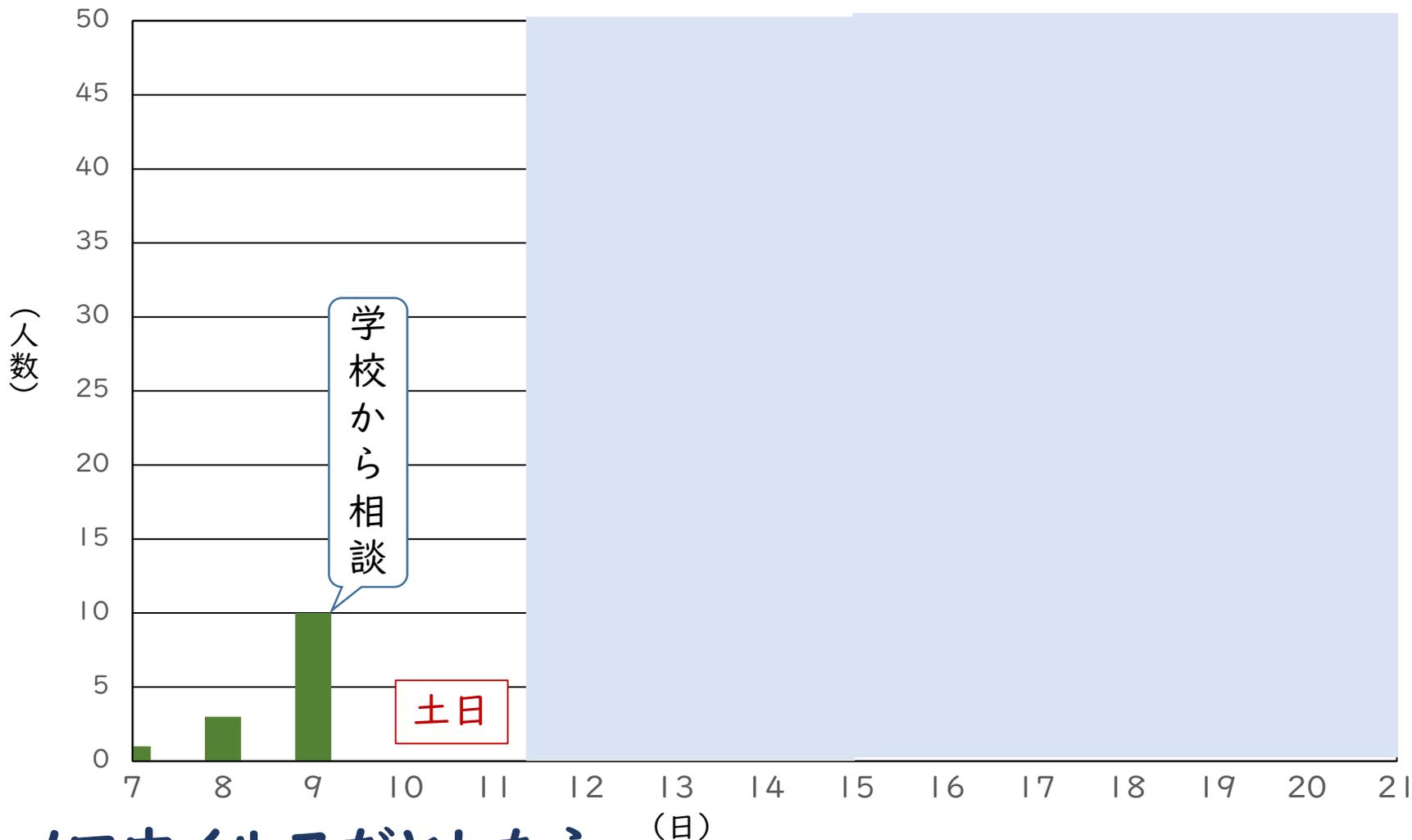
- 吐物の適切・速やかな処理の方法
- 適切な消毒液と作り方(濃度)
- よく触る水道の蛇口、トイレ等の消毒
- 手洗いの徹底(特に給食前)
- 月曜の欠席状況の確認と報告

土日が入るので、治まるのではないか・・・

そう思う理由は

予想に反して、翌週水曜日に拡大

欠席者数(全学年)

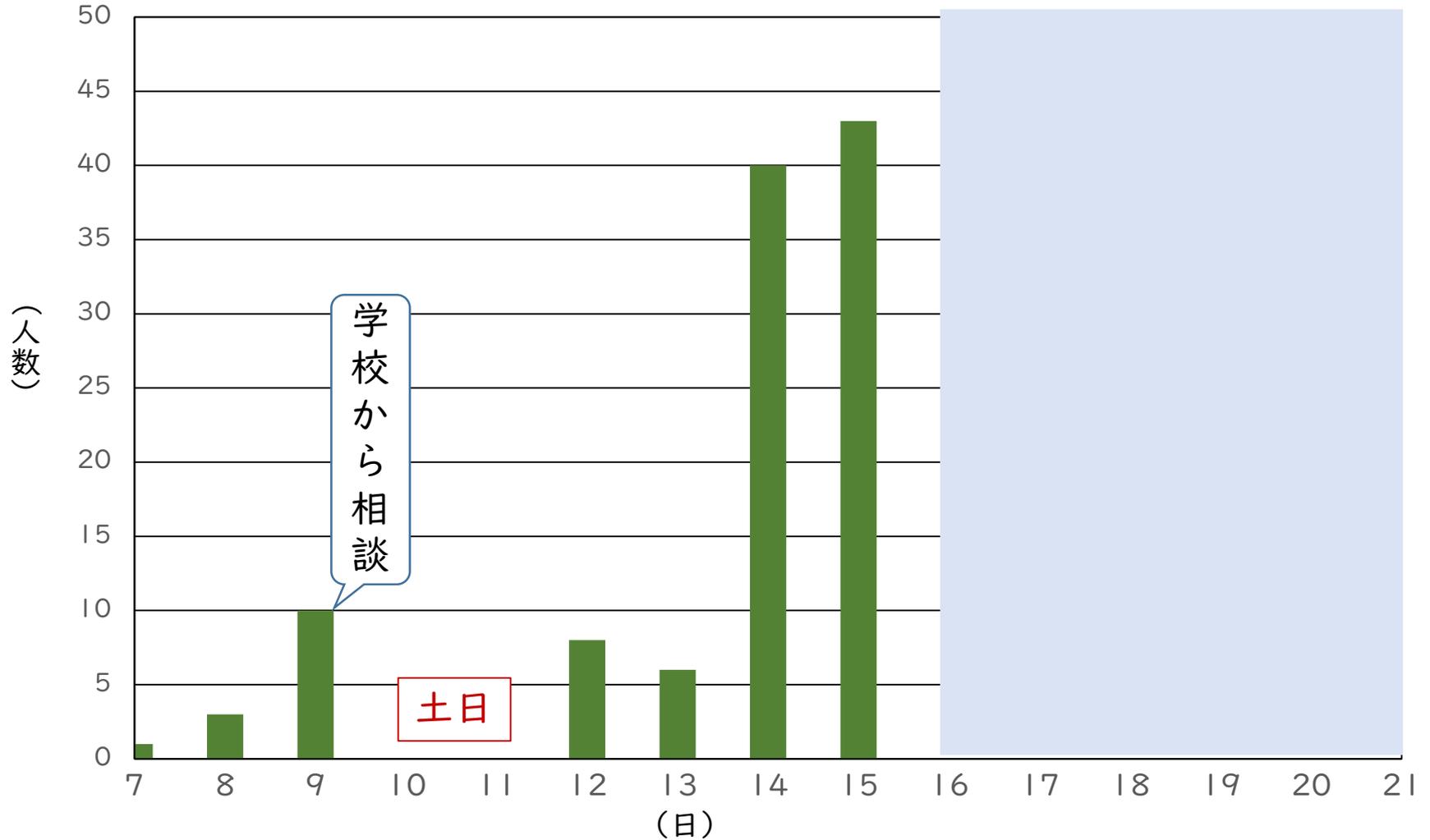


ノロウイルスだとしたら、

14日(水)に休んだ人は、いつ感染したのでしょうか

しかし、翌日も・・・

欠席者数(全学年)



9日(金)時点での学校への指導

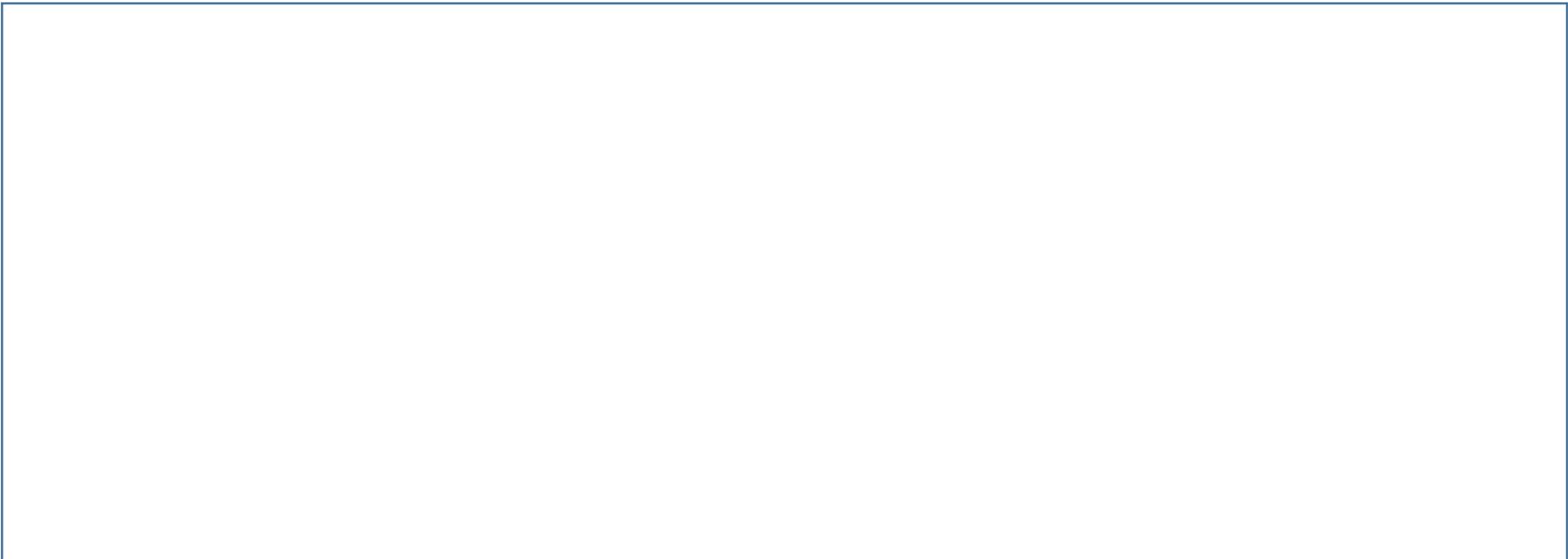
- ・ 吐物の適切・速やかな処理の方法
- ・ 適切な消毒液と作り方(濃度)
- ・ よく触る水道の蛇口、トイレ等の消毒
- ・ 手洗いの徹底(特に給食前)
- ・ 月曜の欠席状況の確認と報告

保健所からの指導を受けたことをしていたのに、
感染が拡大した理由は・・・

9日(金)の対応を確認したら

- ・ 消毒薬の有効期限が6年前
- ・ 3倍希釈液の消毒液を50倍希釈
- ・ 消毒液を作り置き(作成日不明)
- ・ 消毒液を噴霧していた

14日(水)に再指導

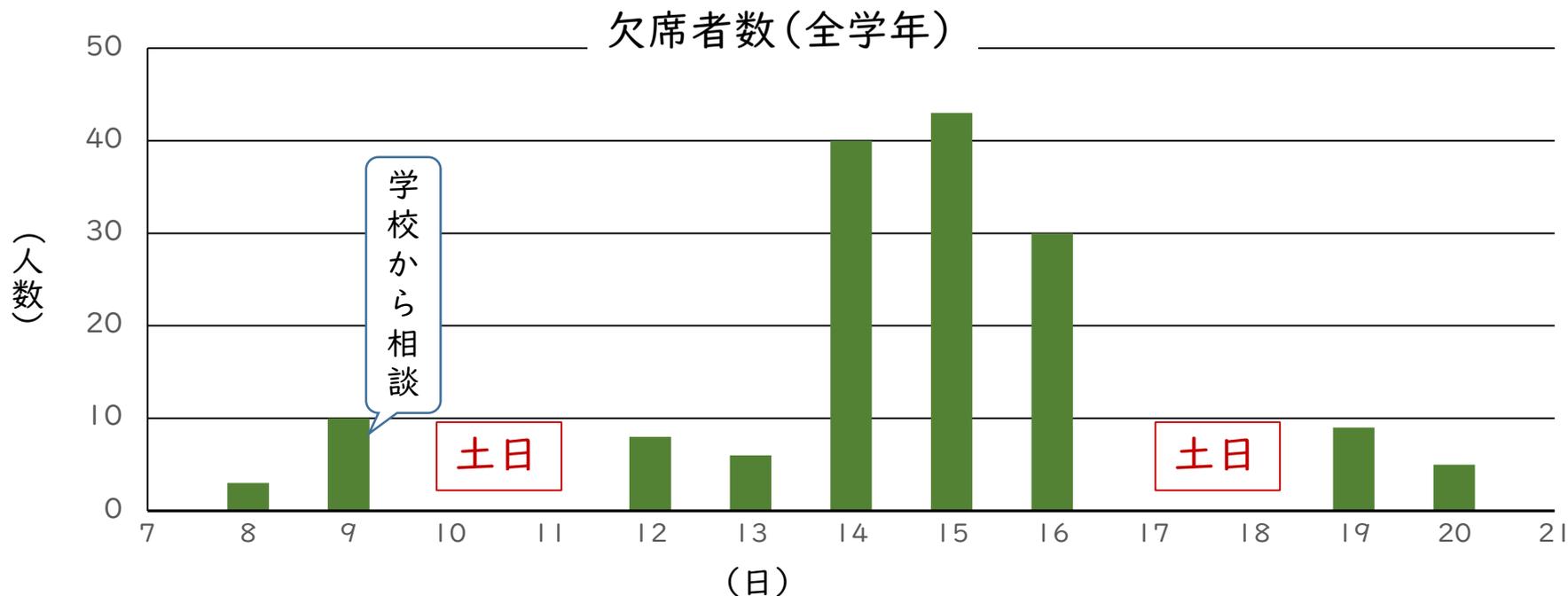


14日(水)の対応を確認したら・・・

- ・机、椅子を消毒しなかった
- ・教室の床のみで、廊下・体育館は消毒しなかった



- ・全教室の机、椅子を消毒
- ・廊下・体育館の床等の消毒
- ・吐物処理を養護教諭か教頭と一緒にいる



この事例の嘔吐に関するエピソード

ノロウイルスでは、嘔吐のエピソードが重要

*いつ、誰が、どこで、どのように

*誰が、どのように処理したか

7日 5年生が教室で嘔吐

8日 5年生が廊下で嘔吐

9日 2年生が体育館で嘔吐

12日 1年生が教室で嘔吐

14日 3年生が教室・廊下で嘔吐

平常時の対策

■ 衛生教育の実施

- 清潔な環境保持（清掃、手洗いなど）
- ワクチン接種
- 健康増進

■ 感染源発見

- 結核健診（職員健診、児童生徒：問診表）
- サーベイランス

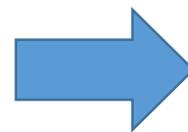
■ 衛生管理の実施

- 対応マニュアル整備

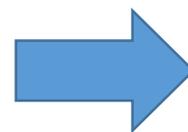
特定の稀な感染症等の
事象が確認されること

又は、

特定の地域や集団で、
通常範囲を超えて感染
症等の症例が発生すること



疾患によっては1症例
でも注意が必要
(例:SARS、新型インフルエンザ)



平素からの
サーベイランス情報が
重要

学校では、結核やノロウイルス感染症も
アウトブレイク

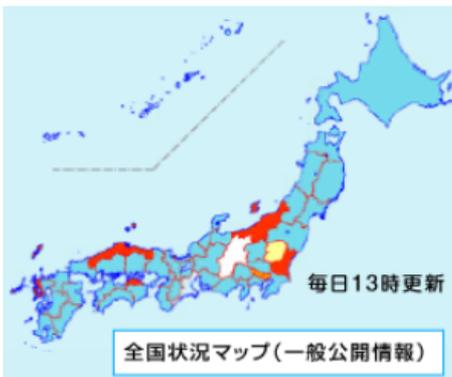
学校でのサーベイランス

感染症の記録をとって動向を把握すること

学校等欠席者・感染症情報システム

子どもたちを感染症から守る「リアルタイムサーベイランス」

学校（保育園）において子供たちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関が情報を共有できるシステムで、早期の感染症対策に役立てることができます。



- ▶ [初めの方へ（システム概要説明）](#)
- ▶ [感染症情報マップ](#)
- ▶ [デモ版・研修版・マニュアル](#)
- ▶ [研修用資料（システム研修動画、実習資料）](#)
- ▶ [オンライン研修会の実施案内](#)
- ▶ [活用事例集](#)
- ▶ [各種届出様式](#)

▶ [新規導入のお申込み \[PDF\]](#)

▶ [システムのお問い合わせ](#)

学校等欠席者・感染症情報システムの関係通知一覧

例えば、学校等欠席者・感染症情報システム（学校保健会HP）を活用する。

学校等欠席者・感染症情報システム



施設名：やまだ小学校

● インフルエンザ確認

インフルエンザ確認csv出力 [csv出力](#)

※日付変更を行った場合はこのボタンを押して下さい

<< 前日 2024年 7月 1日 再表示 翌日 >>

学年	クラス	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)	29日(土)	30日(日)	1日(月)	通知すべきクラス数	学校閉鎖の状況
1年	A組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
1年	B組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
1年	C組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
2年	1組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
2年	2組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
2年	3組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
3年	赤組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
3年	青組	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0/0	0	□
全校		-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	-/-	0	□

/の左側と右側はそれぞれ、インフルエンザによる出席停止の人数/インフルエンザ様症状の人数を示します

赤色は出席停止とインフルエンザ様症状の合計人数が1週間以上または、学校閉鎖等で総患者数が10名以上のクラスを示しています。

黄色は出席停止が1名以上または、学校閉鎖等で総患者数が10名未満のクラスを示しています
出席停止の正式から入力された場合、4日間は自動的に上記の出席停止の欄に計上されます
出席停止期間が5日以上、あるいは14日未満になる場合には、この画面上または、欠席者入力画面で調整してください

閉鎖中のクラスについてインフルエンザ様症状の数は0と表示されます。

閉鎖中に入力されたインフルエンザ様症状の数は参照画面で確認できます。

[修正登録](#)

感染症が流行する時期の健康観察は、どのように実施することが望ましいのでしょうか

標準予防策

標準予防策とは・・・

「誰もが何らかの病原体をもっている可能性がある」と考えて、「感染の可能性のあるもの」への接触を最小限にする。

児童生徒と教職員双方の危険を少なくする方法

注意するもの

血液、体液、汗を除く分泌液（痰・唾液・鼻水・目やに等）
排泄物（尿・便・吐物）

標準予防策の実際

<ul style="list-style-type: none">・感染の可能性のあるものに触れた後・手袋を外した後	手洗い
<ul style="list-style-type: none">・感染の可能性のあるものに触れるとき・便、嘔吐物等の処理のとき	使い捨て手袋
<ul style="list-style-type: none">・便や嘔吐物等が飛び散り、鼻、口を汚染しそうなき・児童生徒等や教職員に咳・くしゃみ等の症状があるとき	マスク
<ul style="list-style-type: none">・衣類や身体が汚染しそうなき	ガウン キャップ

手洗いの手順

手洗いは、感染症予防の基本です。石けん自体には消毒の効果はありませんが、手の汚れを落とすことにより、細菌やウイルスを手指からはがれやすくする効果がありますので、丁寧に洗いましょう。

「手洗いの6つのポイント」

※ 流水と石けんで手洗いをしましょう。



- 爪は短く切っておく。時計や指輪は外す。
- 石けんで30秒洗ったあと、十分手洗いし、ペーパータオルで拭く。

咳エチケット

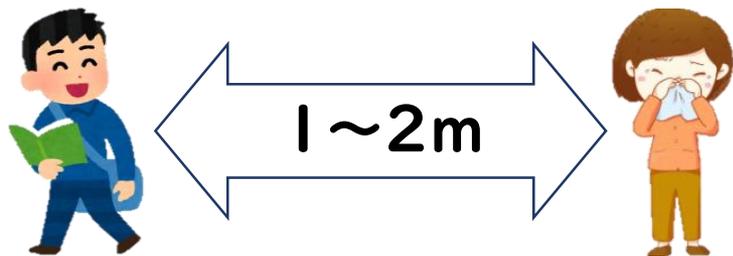
咳・くしゃみがでそうになったら・・・

- 顔を他人に向けないようにする。
- ティッシュなどで鼻と口を覆う。

ティッシュがないときは、口を衣服の前腕部分（袖口）にあてる。前腕部なら、他の場所に触れることが少ないため、接触感染しにくい

**手で覆った時は、すぐ手を洗う。
ハンカチなら人に貸さない。**

- 他の人と1～2m以上離れる。



咳・くしゃみがでたら・・・

- 鼻汁、痰を含んだティッシュはすぐにごみ箱に捨てる。



- 咳、くしゃみが続くようなら、マスクをする。



吐物処理セット

手袋2双



靴カバー

マスク

ポリ袋

ガウン

その他 用意するもの

- ☆ ペーパータオル又は新聞紙
- ☆ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液
- ☆ 専用バケツ

キャップ

吐物処理手順

- ① キャップ、マスク、ガウン、靴カバーを着用する。
手袋は2枚重ねて着用する。
- ② 市販の塩素系漂白剤を水道水で希釈し、専用バケツに次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%)を作る。
- ③ 次にペーパータオル又は、新聞紙と嘔吐物を外側から中央部に集め、ビニール袋に入れる。ビニール袋の中に0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませたペーパータオル等を入れて、袋の口を結ぶ。

吐物処理手順

- ④ 嘔吐物が付着していた床とその周囲を、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませたペーパータオルや新聞紙で10分程度覆う。10分経ったら、ペーパータオルや新聞紙をビニール袋に入れる。
- ⑤ 靴カバー、ペーパータオル又は新聞紙をビニール袋に入れ、残りの次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%)をビニール袋の中身全体が浸るように入れ、口をしっかりと結び、手袋、キャップ、マスクを入れ、新しいビニール袋に処理した吐物等を入れ二重にして口をしっかりと結んで廃棄する。
作業後は、手洗いとうがいをする。

汚染物や汚染場所は消毒薬で

次亜塩素酸ナトリウムやエタノール消毒液は多くの細菌、ウイルスに有効です。 (※エタノール消毒液は、ノロウイルスには効果がありません。)

次亜塩素酸ナトリウム(市販の漂白剤:塩素濃度約5%の場合)の希釈方法

消毒対象	濃度 (希釈倍率)	希釈方法
便や吐物が付着した床等 衣類等の浸け置き	0.1% (1000ppm)	500mlのペットボトル1本の 水に10ml (ペットボトルのキャップ2杯)
食器等の浸け置き トイレの便座やドアノブ、手すり、 床等	0.02% (200ppm)	500mlのペットボトル1本の 水に2ml (ペットボトルのキャップ半杯)

※ペットボトルのキャップ1杯は5mlです。

それぞれの学校の感染症対策から学ぶ

【参考資料】

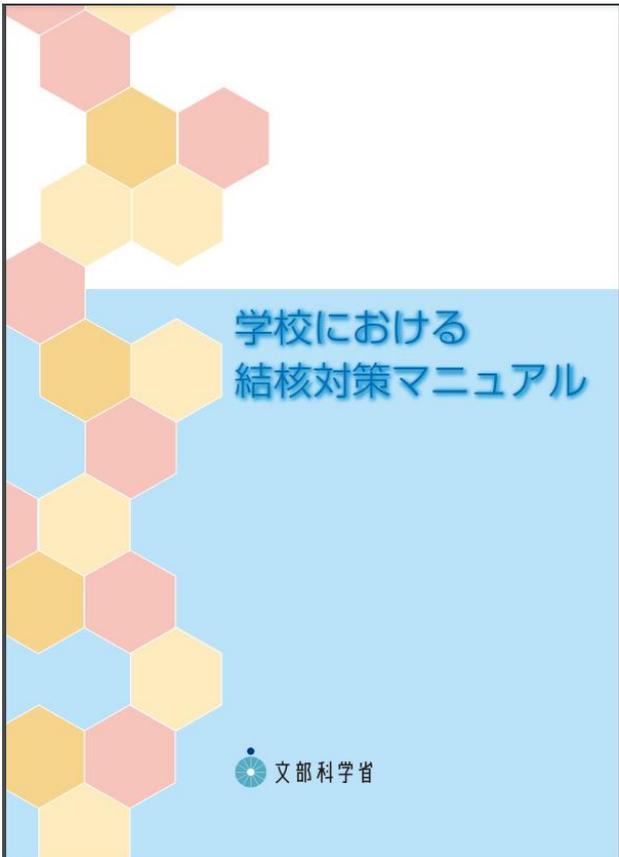


学校において予防すべき 感染症の解説

〈令和5年度改訂〉

公益財団法人 日本学校保健会

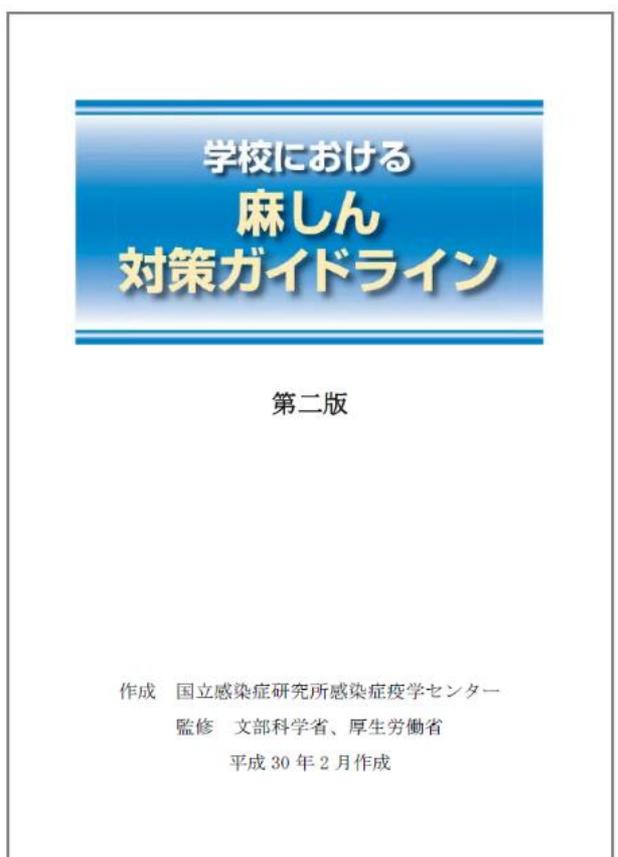
令和5年度改訂
公益財団法人 日本学校保健会



学校における 結核対策マニュアル

 文部科学省

平成24年
文部科学省



学校における 麻疹 対策ガイドライン

第二版

作成 国立感染症研究所感染症疫学センター
監修 文部科学省、厚生労働省
平成30年2月作成

平成30年
国立感染症研究所
感染症疫学センター

【参考資料】

国立感染症研究所HP

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>